

# 福島第一原子力発電所事故災害に 関する緊急要望書

内閣総理大臣

菅 直 人 殿

内閣府特命担当大臣

玄 葉 光 一 郎 殿

平成23年6月18日

福島県相馬郡飯館村議会議長 佐 藤 長 平



## 東京電力福島第一原子力発電所事故災害に係る緊急要望書

飯舘村は平成23年4月22日「計画的避難区域」に指定されてから、すでに5,746人(93パーセント)の村民が川俣町を始めとし、遠くは海外まで避難をしている現状にあります。

計画的避難区域の指定は村民の生活に大きな負担を与えているだけでなく、農業者、商工業者の経済的基盤をも大きく損なった状況にあり、また、多くのサラリーマンは職場を失い、日常の生活資金にも困難をきたしている現状にあります。

今、飯舘村民は飯舘村の再生復興と経済復興に向けた努力をしようとています。

よって、早急な農畜産物の損失、企業営業の損失及び損害補償並びに村民生活費の補償等を早急に行うことを求めるとともに、下記事項について、速やかに実行するよう緊急に強く要望します。

### 記

- ①東京電力による損害賠償について世帯構成員ごとの仮払金とする第2次損害賠償仮払金(生活資金)の早急な支払い。
- ②農業者の耕作不能地に対する仮払金の早急な支払い。
- ③商工業者の営業補償に対する上限250万円の撤廃と仮払金の早急な支払い。
- ④農業者及び商工業者に対する各種制度資金の貸付に対し2重債務とならない仕組みの確立。

以上、全項目において速やかに実行されるよう強く要望します。